



2022 年度第 7 回理事会

議 事 録



一般社団法人 日本クレイ射撃協会

2022 年度 第 7 回 理事会

議 事 録



1. 日 時 2023 年 2 月 6 日 (月) 13 時 00 分～
2. 場 所 JAPAN・SPORT・OLYMPIC・SQUARE 3 階 会議室 8
3. 出席者 出席理事 17 名、出席監事 3 名
- | | | | |
|------|--------|---------|----------------|
| 会 長 | 不老 安正 | (福 岡) | |
| 副会長 | 江野澤 吉克 | (千 葉) | |
| 〃 | 橋本 聖子 | (一) | |
| 〃 | 夏樹 陽子 | (一) | |
| 専務理事 | 畔蒜 均 | (千 葉) | |
| 常務理事 | 渡辺 久雄 | (栃 木) | * 競技委員長 |
| 〃 | 柏木 孝則 | (三 重) | * 審査委員長 |
| 〃 | 梅津 宣弘 | (福 島) | * 強化委員長 |
| 〃 | 中園 功一 | (鹿 児 島) | |
| 〃 | 谷本 歩実 | (一) | * アスリート委員長 |
| 理 事 | 菊本 哲也 | (東 京) | * 総務担当理事 |
| 〃 | 岩尾 美和子 | (和歌山) | * アンチドーピング担当理事 |
| 〃 | 清水 光一 | (本 部) | * NTC 担当理事 |
| 〃 | 本山 浩一郎 | (神奈川) | |
| 〃 | 丸石 博 | (島 根) | |
| 〃 | 本戸 歳知 | (埼 玉) | |
| 〃 | 小川 晶子 | (一) | |
| 〃 | 小高 左起子 | (一) | |
| 監 事 | 瀧根 隆幸 | (富 山) | |
| 〃 | 藤沼 弘文 | (岩 手) | WEB |

(欠席理事) ヒロミ

4. 陪 席 坂本 強 (事務局長)
大江 直之 (事務局アドバイザー)
- 北村 直之 (TMI 総合法律事務所：弁護士)

5. 理事会定足数確認

本理事会の定足数について、理事総数 19 名中 18 名の出席となり、定款第 43 条の規定により過半数以上の理事が出席しているため成立したことを事務局より報告。なお、監事については瀧根監事・藤沼監事 2 名が出席。また、ガバナンスコードの重要性を理事・監事各位へ認識を深めていただくた

め、TMI 総合法律事務所弁護士の北村先生へ陪席いただいている旨の紹介と北村先生より陪席主旨説明と挨拶があった。

6. 議事録署名人確認及び開会挨拶

事務局より、定款第 42 条に基づき不老会長が本理事会の議長を務める旨説明。議長より、本理事会の議事の経過を議事録とし議事録署名人については、定款第 47 条に基づき、議長と出席している監事 2 名となる旨説明があり、不老会長に代わり江野澤副会長より、審議に先立ち出席理事各位に対し、挨拶と議事進行に際しての協力依頼があった。

7. 冒頭審議

事務局より説明。

本日の理事会については、招集通知へ審議事項、報告事項を予め記載させていただいていたが、パリ五輪まで時間的猶予がないことから緊急に前回の 12 月 6 日の理事会以降、2 回アスリート委員会が開かれている。アスリート委員会における議事内容では、パリ五輪に向けた選手選考について話し合われたと報告を受けており、緊急を要する案件であった。アスリート委員会で議論された内容に基づき、清水理事やアスリート委員会より会長宛てに動議が出されていることをご報告する。

議長の指名により清水理事が説明。

アスリート委員会へ私自身は出席はしていないが、立ち会った坂本事務局長から報告を受けている。それに加えて、JOC 主催のガバナンスコード研修会へ事務局と一緒に私も参加した経緯から、当協会の現状の選手選考の在り方について、ガバナンスコードに照らし合わせると非常に問題点が多々あると認識している。

それに加え、昨年 10 月、複数の選手から今までの選手選考の在り方について、非常に疑問がある、ガバナンスコード等に照らし合わせて、非常に公平公正、合理性に欠くのではないかという相談が協会へ寄せられていた。これらを踏まえて、私とアスリート委員会谷本委員長、中山由起枝副委員長、古閑美保副委員長等へ報告・協議させていただいた。

2023 年度国際大会への代表選手選考について、当協会で「選手選考委員会」を設置するべきではないか。また、その選手選考委員会で代表選手選考基準を決議し、理事会へ上程。理事会において選手選考委員会の同基準を承認いただきたい。

本日理事会へ陪席いただいた TMI 総合法律事務所の弁護士北村先生より、ガバナンスコードに基づく選手選考の在り方について、まずは理事・監事各位へ説明を聴いていただきたい。

TMI 北村弁護士より説明。

一般論として協会における選手選考がどうあるべきか、説明させていただく。以前の理事会において、当事務所弁護士栗山から、ガバナンスコードについて理事会で説明申し上げた経緯があるが、栗山は JOC の法務支援やガバナンス

コードに関係する業務に携わっている。私は JPC (日本パラリンピック委員会) の法務支援やガバナンスコードについて対応している。

ガバナンスコードに基づく選手選考の在り方はどうあるべきか。端的に言えば、公平・公正性をどこまで担保できるのかということに尽きる。選手選考は、各位も承知の通り、例えば、手続きや選考内容に合理性が認められないということになれば、選手からの訴えをスポーツ仲裁に持ち込まれる案件となるため、協会としても慎重に決定いただく必要がある。また、選手選考については、スポーツ仲裁においては、およそ 4 分の 1 が NF の判断、選考が誤っていたということで負けている状況であり、4 分の 1 という数字が私は非常に大きい数字だと思っている。

具体的に、選考がどうあるべきかという点は、まずは手続きをどうするのかという論点から、選考基準を誰が、どういう過程プロセスで、誰の意見を入れて決めていくのか。その手続きが一番重要となる。よく他団体で問題になるケースとして、一部の方が決めたことがそのまま協会の意見としてになってしまう、意見の多様性が担保されていない、理事会の決議を経ていない、或は決議を経ていたとしても意見が集約されていない場合、スポーツ仲裁で協会が敗けるといったことが前例として存在する。

また、基準や手続きはしっかりしているものであったとしても、その内容に合理性が担保されていない、或は解釈に疑義が生じてしまうような場合は、その選考基準が正当なものではないのではないかと、そこにもまた疑義が生じてそれをスポーツ仲裁に持ち込まれ協会が敗けた事例が他団体にある。

従って、まずは手続きをどう進めていくのか、民主的な手続きでしっかりと進めていただく。どういった立て付けで決めるのかということも、当然、理事会で決めていただくことになるが、まず手続きをしっかりと担保していただく、更には選考基準の内容がしっかりと合理性が担保されたものになっている、この 2 点を特に留意いただき、これからご審議いただくことが重要と考えている。

清水理事より説明。

弁護士のご意見を踏まえ、私がアスリート委員会と協議させていただいた中で、2022 年度においては選手選考が強化委員会に一任されていた、ガバナンスコードを遵守しているか否か、選考基準の細部など、十分な議論が理事会で為された経緯がなく、すなわち多様な意見が反映する仕組みではなかった。そこに問題点があり、選手選考の在り方については、新しく選手選考の決定枠組みを設けることが不可欠でないかという議論がアスリート委員会で行われた。

そのために選手選考委員会を設置して、まずは選手選考委員会で代表選手の選考基準を決議する。その上で、本理事会において選手選考基準を承認する。このような流れにすべきだと考え、私とアスリート委員会で会長へ動議をさせていただいた。

本日の理事会がポイントであり、実はもうパリ五輪まで時間的猶予が無く、選手選考にあたりオリンピックに出場できる最低限の条件として、東京オリンピックについては MQS (最低基準点) があったがパリ五輪については、世界大会に 2 度エントリーをする必要がある。具体的に言えば、トラップ男子、トラップ女子、スキート男子、スキート女子、スキートミックスについては、エント

リーする種目に ISSF 世界大会において、リザルトを 2 回残しておく要件がある。そこから逆算して世界大会の日程を照らし合わせると、本日このタイミングで「選手選考委員会」を立ち上げなければ、参加を希望する選手にとって不利益、ガバナンスコードを遵守した選考ができない可能性が生じてしまう。本日の理事会において、まずは選手選考委員会の設置について承認をいただきたい。

梅津強化委員長より質問。

選手選考委員会について、提案では何名程度を想定しているのか。説明によれば、強化委員会で行ってきたことが、委員会が少人数で、ガバナンスコードに沿った選手選考や予選会の在り方がうまくできないから、選手選考委員会を設置して、管理する。同委員会で様々な基準を決めて予選会を進めていく、という解釈で良いのか。

議長より説明。

その解釈の通りだろう。

選手選考委員会で選考基準を作り予選会を実施する、先ほどの説明にもあった通り、様々な選手から苦言が出ている状況。それはガバナンスコードに沿った協会運営ではないということになり、強いて言えば公益性に欠けることになる。現在協会は公益法人へ移行する手続きを懸命に進めている最中でもあり、公益性に欠けるということになれば法人移行にも支障が生じる。

ガバナンスコードに沿って公平性・公正性を担保した予選会を実施するべきであり、選手選考委員会を設置する必要があるということになる。

江野澤副会長より質問。

選手選考委員会の議論に入る前に、選考基準に基づき 3 回の予選を行う、或は全日本選手権の優勝者とか、そういう基準の基礎があると思うが、その基準は理事会で議論しなくて良いのか。

清水理事より説明。

本日の動議にあたり、事前に選考委員会規定案をガバナンスコードに照らし合わせた上で作成している。各位の承認をいただけるならば、編成するメンバーについてもご承認をいただきたいと考えている。

まずは委員会の設置について承認をいただきたいという状況であることを理解願いたい。

選考基準については、ご質問いただいた内容も含めて同委員会内で議論してまとめていく。理事会で話し合うのではなく、委員会内で協議すると考えている。

菊本理事より質問。

現在、協会には競技委員会、審査委員会、強化委員会の 3 つの委員会がある。提案のあった「選手選考委員会」どこに属するのか。或は独立した委員会をもう 1 つ作るということなのか。

清水理事より説明。

単独で作る、作らねばならない。

現時点で、選手方々から非常に疑義を持った内容、すなわちスポーツ仲裁機構へ相談することも辞さないという意見がある。その起因する原因を作ったのは協会として強化委員会が閉鎖的に一任された状態でやっていたところが原因ではないだろうか。この状況、協会が公益に移行しなければならない中で、今までのやり方では通用しない。選手選考について広く意見を求めるために、選手選考委員会を新たに設置することになる。

橋本副会長より質問。

一度決まった選手選考、過去、理事会で承認されたという認識でいるが、それは無効になるということか。

清水理事より説明。

それを含めて、選手選考委員会で議論をすることになる。

梅津委員長より質問。

橋本副会長は強化担当の副会長だ。強化担当副会長が知らないというのは筋道違うのではないか。筋道として、強化委員会があり橋本副会長が担当副会長として存在している。それが、担当副会長も知らない状況で今回の動議というのは、私も強化委員長として全然相談なく動議が出されたことは心外だ。

清水理事より説明。

梅津強化委員長が言うことももっともだ。もし、理事会で承認いただけるのなら、選手選考委員会へ強化委員長として梅津さんが入っていただくことは必須と考えている。要は、強化委員会の今まで決めてきたことに問題があるという議論では無く、強化委員会も含めて視野を広げた構成内でしっかり議論をしようということだ。強化委員会の意見は関係ないということではない。今後はもっと多様な意見を踏まえながら、且つ選手の意見を反映させた上で機能させる委員会を作るべきということが主旨だ。

柏木常務理事より質問。

主旨は理解できるが先ほど梅津委員長が言われたように、なぜ事前の相談が無かったのかということ質問している、今の説明ではその答えになっていない。

清水理事より説明。

橋本副会長へこの内容を共有してなかったのは事実だ。正当な理由として評価されるかわからないが、アスリート委員会が2回開催された後、アスリート委員会の内容を反映させる必要があったために、選手選考委員会の設置が必要ではないかということに辿り着くまでに時間的余裕が無かったため、今、本理事会で意見を聴取し、承認をいただきたいという提案になった。

私から梅津委員長に対しては、前回の理事会で、不老会長の指示もあり私と梅津委員長で選手選考の原案を作るよう指示があり、梅津委員長とやり取りはし

たが原案作成には至らなかったことが影響している。

丸石理事より意見。

今回急に動議を出す経緯となったことは、この件を全く知らない理事も居る中では思慮が足りない部分があろう。しかしながら、今回提案された選手選考委員会の設置については、先ほど菊本理事より「どこの委員会に属するのか」という質問があったが、これは逆に所属すべきじゃない。所属することで、誰かの介入を招くことになるのは宜しくない。また、これまでの理事会で選手を決めた時は配布資料に選考理由として「大会には出てないが頑張っている」と書かれていた。我々は競技団体であり、「何々の大会でこんな成績を取った、普段の練習でこのぐらいの点数を撃っている」という具体的な理由があって当然だ。選ばれなかった選手が選考理由を見て納得できるようにしなければ、弁護士から説明のあった合理的理由にならない。

競技団体である以上、第三者が見ても納得できるような選手選考理由が必要であるところ、強化委員会の配付資料に書いてある選考理由で決めていいものか、正直疑問があった。

菊本理事より説明。

強化委員会を擁護する訳ではないが、実際には2年前に公募して、予選を実施したが結果が出なかった。対象選手が出なかったため、週に少なくとも3回以上練習できるという条件で、判り易く言えば1本釣りをした。強化委員会としても苦肉の策であった経緯だ。

そのような経緯を知らない選手が居れば、それは苦情が出ることも理解できる。

丸石理事より意見。

現状、対象選手が出て来ないことも理解できる。但し、それを強化委員会が出すのではなく、開かれた選手選考委員会が決めれば納得できると思う。現状はあまりにも周知されておらず、一般会員まで行き届いていない。選手もいつかは世界を目出したいと考えていることを鑑みれば、公正中立な選手選考委員会が決めたことであれば、選手の理解も得られるだろう。

そのほうが従いやすいのかなと思ってるぐらいです。

渡辺常務理事より意見。

選手からの観点と役員からの観点は違う。オリンピックでメダルを獲得するためには、短・中・長期プランであたる必要がある。長いスパンで計画しないとメダル獲得には至らない。短絡的な考えではダメだ。本日、メダリストである橋本副会長や谷本常務理事も居られるが、短・中・長期のロングプランで議論する必要がある。

選手の言い分も理解できるが、役員も試行錯誤しながら事業にあたっている。スポーツ仲裁機構に訴えるなら訴えれば良い、白黒はつきりすればいい。恐れることはない。

清水理事より説明。

その議論についても、委員会で議論をさせていただきたいというのが、委員会設置の主旨だ。

本戸理事より意見。

地元で五輪選手に、選手選考の基準が無いことで散々クレームを言われた。

「理事会は何してるんだ」、「どういう基準で選手を選んでいるんだ」、「戸口選手だけ何故海外派遣できるのか、依怙最頂（えこひいき）できるのか」等々。理事会は最高議決機関であることから、選手選考委員会が必要であり、無い方がおかしい。そこで選考基準をはっきり決めて、この選手を海外派遣できる選考理由を提示できるようにする必要がある。今までのようなあやふやな決め方は改めるべきだ。難しいことではない。

梅津強化委員長より説明。

選手選考委員会の設置に反対してる訳ではない。特別委員会では、選考委員会を作る方針で議論していた。その方針を拒否している訳ではなく、プロセスをしっかりとしてほしいだけだ。

江野澤副会長より意見。

選手選考委員会で選考基準を決めた後、理事会審議において意見が出て、修正することもあるだろう。選考基準を先に決めておかないと、理事会でまた審議し直すことになる。そのような手間を減らすために、準備委員会として選考される選手はこうあるべきだというものを先に決めた方が効率良いのではないか。準備委員会がそのまま選手選考委員会になっても構わない。いつまでに理事会で決めると申し合せておくことも必要だ。決めた基準に沿って選考されるから、時間的余裕を見て予選会3回で決めるか、2回で決めるかを選択しても良い。委員会と理事会を何回もやる必要は無い。そこにプランが入ってくるイメージだ。

渡辺常務理事より意見。

江野澤副会長の意見に賛同。今日の理事会で決めるのではなく経験ある人で構成された委員会で、協議を重ねていくことが最良と考える。

橋本副会長より意見。

そもそも選考基準というものが曖昧だったということならば、まずはそれをしっかりと構築する必要がある。今までの強化のやり方、そしてそれをどのように理事会で諮られてきたかという経緯も含めて、もう一度確認し話し合う必要があるだろう。またアスリート委員会で選手から不満が出ている状況になった時に、スポーツ仲裁機構に持ち込まれる前に、しっかりと状況を把握する必要も必然的にある。もし、スポーツ仲裁に持ち込まれた場合、私の経験であるが、柔道もスケートも自転車もとんでもないことになっている。また、逆に、訴えた側の選手の負担も大変なものになる。そういうことを踏まえ、もう一度しっかりと基準を決める必要がある。

菊本理事より説明。

選考基準が曖昧というが、選考基準は決めたものがあった。

本戸理事より説明。

その都度決めたような形で、出場させなければならないという視点から甘くなつた部分があった。

菊本理事より再度説明。

甘くということではなく基準があつて、その基準をクリアした人が強化指定、その下が強化育成、という基準があつた。その基準に適應する選手が居ないからダメになり、いい加減という訳ではないが、強化の日程を組んでも選手は強化に参加しないという現状があり、強化委員会はどんどんジリ貧になり今に至つたという経緯だ。

橋本副会長より意見。

基準があつたということならば別の話になる。

菊本理事より再度意見。

選手からクレームが来て、ガバナンスコードに適合しなくて、スポーツ仲裁機構に訴えられると困るから基準を創りましょうというのはおかしい。作るのは当たり前なのだから。選手選考委員会を設置することに意義は無いが、あまり気負い過ぎる必要は無い。

清水理事より説明。

仲裁機構に持ち込まれるから委員会を作ろうでは無く、選考基準を作るにあたり、選手側の意見は全く考慮されていない。そこをしっかりと機能させて委員会で議論されるべきと考えている。

不老議長より提案。

各位の様々な意見を考慮し、総合的に勘案して、中立の立場でオリンピック選手を輩出するにあたり、これからも様々な問題があろうかと思う。短期間で基準を作成し予選会等実施しなければならないこともあり、橋本副会長に選手選考委員長になってもらい、指揮者として、強化委員会・アスリート委員会両方の意見も勘案しながら原案を作成いただきたい。

橋本副会長より意見。

基準が今の選手選考が理事会で承認されてきた経緯がありながら、それを帳消しする訳では無く、さらに皆で納得いく形の選考基準をこれから作っていくという認識で宜しいか。

柏木常務理事より意見。

選手選考委員会が必要ということは理解できるが、何故、理事会前に強化委員

会との擦り合わせが無いまま今回の動議に至ったのか、そこが疑問に思う。

橋本副会長より意見。

選手選考委員会の原案は、私自身、事前に聞かされていなかった。これは強化委員会も議論に加わって原案作成されているのか。

もし加わっていないのならば、どのような立て付けになるのか。

梅津強化委員長より説明。

原案作成に強化委員会は携わっていない。

清水理事より説明。

選手選考委員会に関する原案は、会長、ガバナンスコード担当弁護士の意見を踏まえながら、他競技 NF の規定を参考に作成した。私から梅津委員長に対して、何度もメール等で協議をしなくてはならない旨を伝えたが、永島コーチが帰国してからだとか、他の事情があったのか、結局、協議していただけで現在に至った。パリ五輪までのスケジュールを勘案し、本日の理事会に間に合わせる必要があったために動議として提出させていただいた経緯であり、諸事情につきご理解願いたい。

菊本理事より意見。

選考委員会自体がこのような作り方だと協会のためでは無く、対外的な委員会となってしまう恐れがある。時間的な問題があったかも知れないが、担当者同志が協議を重ねるべきだった。

清水理事より説明。

本来、守られるべきは選手であり、その選手から疑義を申立てられ、協会としてはこれまでの選手選考の根拠を理路整然と説明できる用意があつて然るべきところ、正直、できていない。ここをきっちり協議し、完全にしておかないとパリ五輪への道筋すら立たないタイミングであった。

前回の理事会で承認された特別委員会において、不老会長から、私と梅津強化委員長の二人で原案を作成するよう指示があった。理事会に上程する原案を作成するために強化委員長へ何度も協議の場を設ける依頼を投げ掛けたが、今日まで実現することが叶わなかった。

不老議長より説明。

選手選考委員会で原案を協議・作成し理事会へ上程する。それが順当であろう。委員会には強化委員会から 2 名入るので、そこで協議しようということだ。

清水理事より説明。

決して強化委員会の意見を排他するのではなく、強化委員会の意見を含めて議論を進めて選手選考の原案を作成するとご理解いただきたい。

不老議長より説明。

選手選考委員会は、強化委員会 2 名、アスリート委員会 3 名、外部理事 2 名、監事 1 名で構成され、選手選考に関する原案を作成し、理事会へ上程する。この指揮役として橋本聖子副会長の委員長を務めていただきたい。

議長説明を議場に諮り、これを承認。

橋本聖子副会長が選手選考委員会委員長へ就任することになった。

橋本副会長より説明。

確認が必要な点が多々あるが、強化委員会 2 名、アスリート 3 名、外部理事 2 名、監事 1 名という人数が適宜かどうか。強化委員長、アスリート委員長が責任を持ってメンバーを人選いただいて、それぞれが責任を持って選考し、選手選考委員会を立ち上げる。

委員会では選手選考基準を改めて、従来の基準は基礎としつつも規定はもっと細部まで掘り下げたものとしなければならない。その協議を委員会で活発に行っていく必要がある。

8. 報告事項

(1) 競技委員会・審査委員会報告

坂本事務局より配布資料に添って報告説明。

◇2023 年度地方公式大会

来年度の地方公式大会申請状況として、47 都道府県協会から 240 大会の申請があり前年度並みの申請件数であった。その他、芸能文化人ガンクラブ 2 大会、ランニングターゲット部会 8 大会であった。

◇全日本選手権大会の出場枠 (QP)

基本的には昨年と同様、トラップ種目は今年度行われた国体に代わるクレール射撃フェスティバル上位 6 名、全日本選手権上位 6 名、ブロック本部公式、春・夏季本部公式の上位入賞者。本部公式については 3 面使用の場合は 8 名、2 面の場合は 6 名と想定している。これ等を集計すると 69 名となる。定員 72 名想定で収まり、残数は協会推薦という含みを考えている。

スキート種目も昨年と同様、フェスティバルと全日本選手権。上位 2 名に重複した選手が居るが、権利の繰り下げを事前告知していないため行わない。ブロック本部や本部公式では上位 3 名、これ等を集計すると 36 名となる。定員は 42 名又は 48 名想定で、残数はトラップ同様協会推薦としたい。

◇公認審判員講習会の実施状況

各ブロックで実施された審判員養成講習会において、直近の近畿ブロックを含め 208 名が登録、昇級者も 5 名居る。

来年度以降の講習会については、講師を務める方は、従来、当該ブロックの希望を伺って講師を決めてきたが、ISSF ルールが諸々変更されている現状を鑑み、審査委員会から推薦した者が講師を務めることとしたい。

ブロック希望の講師の中には、本部公式における審判員経験が無く、現場で

発生した問題の解決法などがフィードバックされない、競技ルールだけではなくマナーやインテグリティの教育も必要と考え、審査委員会で人選した者を講師として派遣するように改善する。

◇公認装弾検定会

従来、2年に1回、装弾とクレー標的の公認検定を実施してきたが、コロナ禍で実施を見送り、2年後、再度検定会の実施を計画したが、市場に弾が無い品不足状況であり、検定申請銘柄が揃わないケースが散見し、更に実施を見送り、従来の公認銘柄はそのまま期限を延長している。

今後、公認料等の見直し等について、各取扱い会社と意見交換を始めたい協会側の希望もあり、全会社関係者が一堂に揃う機会もなかなか無いため、コロナもだいぶ収束してきた現状、規制も緩やかになってきたため、2023・2024年度公認装弾検定会、公認クレー標的検定会の実施を現在検討している。協会としては3月末までに検定会を実施して、4月1日以降の公認装弾・公認クレー標的は以下の通りと公表したいが、取扱い会社からは年度末は多忙なため4月に実施してほしいと要望されている。検定会には人員確保が必要なため、各社の希望に沿って4月に実施したい。詳細が決まり次第、関係各社へ検定会案内を作成・送付する。

◇ルールブック

2017年度から更新されていないため、ルールブック改定版を年度末に発行予定であり、現在、競技・審査委員会と事務局で作業を進め、年度末までの製本を目標としている。4月にズレ込む可能性があるものの、早期に関係者へ配布できるようにしたい。

までいきたいと考えているが、

◇JSPO 公認スポーツ指導員

検定会同様、コロナ禍で実施を見送っていたが、協会側のカリキュラム改定作業が進んでいないこともあり、今年度も実施困難な状況である。

同資格は国体監督の条件にもなっていることから、佐賀国体を見据えて、次年度には必ず実施できるよう、教材の改訂を審査委員会と事務局で進めている。先日のJSPO説明会では、共通科目として従来はNHK学園の通信教育があったが、来年度からJSPOが自前で共通科目のオンライン講座を実施することになった。JSPOから案内が届き次第、詳細を報告させていただく。また、従来はこの資格取得のために計40hのカリキュラムを受講しなければならなかったが、20hに改訂されて受講生の負担が軽減された。カリキュラムの総時間数が減った中で、新たにインテグリティ教育を追加しなければならないこと、誰が講師を務めるかなど、競技・審査委員会と事務局で協議しているところである。

橋本副会長より意見。

JOC専任コーチを置くためにはJOCアカデミーを受講する必要があり、その受講条件にJSPOコーチ資格の保有が上げられている。将来、トラップ・

スキート各種目の専任コーチを配置する必要を考慮し、そのためにも JSPO
コーチ資格は積極的に持ってもらいたい。

(2) 強化委員会報告

梅津強化委員長より説明。

◇WC モロッコ大会

監督として参加した永島コーチに代わって説明する。

スキート男子種目戸口選手を派遣したが、予選 122 点／125 個を記録し、決勝へ進出した。決勝では 8 位だったが、予選 122 点という結果は日本記録を更新した。

事務局より補足説明。

これまでの日本選手の記録は折原選手・玉淵選手の 121 点であったが、その記録を更新したことになる。永島監督のレポートを配付しているので、詳細については資料をご覧願いたい。

梅津強化委員長より説明。

前回理事会でワールドカップ予選の基準点を示すよう指示があったため、原案を作成してきたので理事各位へ配布願いたい。

ワールドカップ大会まで時間的余裕が無いので原案を作成した。来る 3 月 15 日、JSC 協働コンサルもあり、パリ五輪に向けた戦略プランも原案を作成したので本日の理事会で諮っていただきたい。

不老議長より説明。

先の審議で選手選考委員会の設置が承認されたので、強化委員会原案も選手選考委員会に持ち込んで橋本委員長に早急に委員会を行って協議いただくことになる。配布しようとしている資料を見ると選考基準が明記されているので、これを否定する訳ではないが、選手選考委員会を通して決める案件であろう。

梅津強化委員長、渡辺常務理事より意見。

予選を早く決めないと選手登録が間に合わなくなる、ワールドカップの日程を考慮すれば間に合わなくなる恐れがある。

不老議長より説明。

強化委員会より今、提示された予選会実施については、私は事前に説明を受けていない。理事会冒頭で決定した通り、選考基準や予選方法は選手選考委員会で決めるとなったから、早急に選手選考委員会で結論を出してほしい。直近のワールドカップは 4 月 25 日から実施される。

柏木常務理事より質問。

特別委員会では梅津委員長と清水理事で原案を作成することが決まった。二人の協議は済んでいないのか。

不老議長より説明。

二人の協議が済んでいないから本日の動議になり、強化委員会からはこのような提案がなされている現状だ。

橋本副会長より質問。

今の梅津委員長が作成された予選要項は、清水理事と梅津委員長が不老会長の指示の下に協議して作成しているのか。

梅津強化委員長より説明。

清水理事と二人で協議するよう指示があったが、清水理事がコロナ陽性となったこともあり伊勢原へ来れないので任せてもらい、国際大会のスケジュールを配慮しながら永島コーチと予選要項の原案を作成した。

今回の理事会において承認されないと年度内に予選を実施できなくなってしまうので、一応、強化委員会の原案を作成した。実施内容に異論がある場合は修正等けんとういただきたい。私の考えでは、パリ五輪までの単発的なものではなくその後のロス五輪までを見据えたものとしている。早めに選手へ告知し、本部公式大会等混ぜて、できるだけ多くの機会を与える方針としている。また、7月1日時点でJOCへ選手登録申請をする必要性があることも踏まえている。世界選手権、アジア大陸選手権、アジア五輪予選の3大会があるので長期的に選手を練習させる必要がある。単発では困難だ。

橋本副会長より質問。

予算の問題はどう考えているのか。

梅津強化委員長より説明。

最高8名の派遣となるため、今の予算上は全員を協会派遣とすることは難しい。1大会1名80万円の派遣費用を想定すれば、1大会640万円、3大会では2,000万円程度必要となってしまう。門戸を広げることに重点を置くならば対象大会を減らすしか無いが、そこは強化委員会で決められないため理事会で協議すべきであろう。または1種目最大3名までエントリーできるため、4種目で上限12名となる。基準をクリアできない選手は全額自費、或は半額自費とせざるを得ない。

事務局より説明。

理事会冒頭で、選手選考委員会の設置が決まり、橋本副会長に委員長を務めていただき、メンバーの人選も話し合った。選手選考委員会では選考基準をどう設定するか議論され、その後予選方法が話し合われると想定される。

その後、強化委員会より派遣基準等が明記された予選要項が示され、これを理事会で承認してほしいとなると理事会冒頭で決めたことと矛盾してしまう。強化委員会から示された予選要項をどう扱うのかを、まずは話し合っていたきたい。そうしなければ理事会が進まない。

ガバナンスコードにおいてアスリート委員会を設置するよう上部団体から指導があり、指導に従ってアスリート委員会を設置し、現在谷本常務理事に委員

長へ就任いただいている。アスリート委員会を2回実施したところ、現在協会が行っている選手選考について強く問題提起されたと伺っている。先にも説明した通り、令和5年度、当協会はガバナンスコードの実施状況について査定を受ける。そこで評価が下がれば強化補助金が減額或は凍結となることをよく認識願いたい。議長として議事整理をお願いしたい。

不老議長より説明。

強化委員会より提出された予選会の実施要項については、先ほど選手選考委員会の設置が承認され、選手選考委員会において選考基準や予選方法を話し合うことが決まったことから、選手選考委員会で早急に結論を出してもらおうこととしたい。

橋本副会長より説明。

選手選考委員会委員長を私が務めるのであれば、選手選考委員会が設置され、それぞれの部門からメンバーが選考され、委員会構成メンバーが決まった後、強化委員会が提出しようとした予選会要項案などを基に協議し、決定するという解釈で良いか。

不老議長より説明。

橋本副会長の説明の通りだ。

谷本アスリート委員長より意見。

アスリート委員会が設置され、現在、聞き取りを経て選手方々から意見を吸い上げている。意見として、公平公正に欠ける、選考のチャンスがそもそも与えられていない、選考基準が明確に示されていないなどの意見が出ており、問題点が浮き彫りになっている。

まずはこのような問題点の見直しをお願いしたい。また、アスリートの目線で考えた論点を、直接、梅津強化委員や清水理事へアスリート委員会の意見として既に伝えているので、それも併せて参考にご協議いただきたい。

不老議長より説明。

谷本委員長より貴重な意見があったが、アスリート委員会の意見を取り入れながら選考基準や予選方法を早急に決めていただきたい。

橋本副会長より説明。

選手選考の実施要項作成を早急に進めるので、宜しく願い申し上げます。時間的猶予が無いため、今週中に委員会設置を行うため、各部門からメンバーの人選を明後日までにお願いしたい。不老会長と相談しながらオンラインでも良いので会議を行い、強化委員会やアスリート委員会の案を含めて協議したい。

(3) 総務報告

事務局より説明。

◇公益法人移行

去る10月17日、内閣府認定等委員会へ公益法人移行の電子申請を提出し、順調に審査が進んでいると思っていたが、年末に委員会担当者が来局し、マンパワーが不足するように審査が進んでいない旨の説明を受けた。説明を受けた際に、現在の定款を見直す箇所の指導があり、年明けにTMI 総合法律事務所、山田&パートナーズと打合せを行い、定款の修正作業に取り掛かりながら今後のスケジュールを確認した。

去る1月17日、理事等名簿について委員会から修正依頼が届き、1月17日回答。1月26日、実施事業について13項目の修正依頼が再度届き、明日2月7日までに回答予定である。

委員会担当者の説明では、委員会承認は3つの段階があり、まずは担当委員の審査、次に3名の常勤委員による審査、最後に全委員7名による審査に分かれているようだ。審査を経る毎にまた修正依頼が発生する可能性もある。来る3月末日までに法人移行を完了したい希望は2022年6月、委員会担当者との面談時から伝えているところ、手続き上、時間的に間に合いそうにないことを共有いただきたい。

次回理事会が3月30日を予定しているが、委員会へ提出する諸規程の改正がたくさんあり、現行実態と合致しない点などを適宜修正し、理事会の承認を経た後、委員会へ提出していきたい都合もあり、2月末か3月上旬にもう1回理事会日程を入れてもらいたい。作業が遅れるとそれだけ審査も遅れるため、ご理解・ご協力願いたい。

TMI 北村弁護士より補足説明。

昨年10月17日、一般的には標準処理期間4ヶ月と言われており、認可に十分に間に合うタイミングで委員会へ申請したが、委員会がコロナ明けで法人立入り検査を活発化させていたり、時期的にも申請が立て込んでくる時期ということで、予想以上に時間を要してしまっている。年度中の認定が受けられるかどうか、ぎりぎりの状況になっている。事務局から説明の通り、審査も最終の段階には進んでおり、ここから大幅な指摘が入ることは考えにくい。様々な規定の修正作業を進めるにあたり、理事会決議を経た規程を提出すべきと考えている。事務局説明の通り、今日から3月30日までの間、理事会を追加し、諸規程の改正をまとめて審議いただき、決議された諸規程を委員会へ提出したい。

◇2023年度予算

予算審議については3月30日開催予定の理事会で審議いただく予定であるが、事務局と不老会長で原案を擦り合わせ、各委員会委員長へ方針示達を去る1月11日付けでお知らせした。前年度予算では補助金事業の整理ができないまま、赤字予算を理事会に承認いただいた経緯があるが、公益法人移行にあたり、赤字予算を2年連続、理事会で立てることは避けたいので僅かではあるが50万円の黒字よさんという方針を立てた。

配付資料では、各委員会別に収入から支出を引いた金額で示している。これを基にした予算編成としたい。

(競技) +2,200 万円の収支差額
(審査) +1,800 万円の収支差額
(総務) -3,250 万円の収支差額
(強化) -700 万円の収支差額
合計 +50 万円の収支差額

◇読売日本スポーツ賞

当協会より、全日本選手権大会で優勝したスキート種目脇屋昂選手を推薦し、授賞式が1月23日、都内ホテルで行われた。詳細は配布資料の通りである。

◇JOC - NF ジョイント・マーケット

理事会の承認を経て、ジョイント・マーケットとして、全日本選手権大会の観戦、海外派遣選手の射撃ベストヘワッペン貼付などをJOCへ協力した。同マーケットはNFの貢献度合いに基づきポイントが加算され、獲得したポイントに基づいて協力金が配布される。結果として195万円が同マーケットで得た協力金である。

今後、JOC - NF間で様々なセールスを行えばポイントが加算が進むため、積極的に取り組んで行きたい。

◇コンプライアンス室報告

インティグリティ統括責任者の柏木常務理事より説明。

学生育成合宿に参加した選手の怪我について報告したい。

日時は、1月21日土曜夜、場所は強化合宿で利用しているルートイン伊勢原大山インターの選手自室である。発生状況は割れたガラスで手や指先を切り、出血。病院にて3針縫う怪我となった。怪我人は学生育成合宿へ参加していた学生選手A。

発生要因は、21日土曜昼頃、伊勢原射撃場にて通い合宿参加中であったB選手の発した言葉にA選手が怒り、少し口論になったがその場は収束した。A選手より強化委員長に報告があり、強化本部長がB選手に聞き取りを行い、B選手の発した言葉に対し、口頭注意を行った。A選手は、午後射撃場の練習を終え、夕刻ホテルに帰り、夜、ホテル自室に先輩学連選手Cを呼び出した。選手Cは、前の学連部長を務めていた者で、当日射撃場での出来事などを選手Aが選手Cへ話してるうちに気持ちが高ぶり、持っていたガラスコップを強く机に置いたところ、ガラスが破損して指先を切り、出血した。しばらくは止血して様子を見ていたが、怪我の報告を受けた強化本部長が車で病院へA選手を連れていき、処置を受けた。

本合宿はJSC助成金ジュニア発掘事業であることから、アスリート委員長である谷本常務理事の助言もあり、事務局長よりJOCに報告。JOCより要因に当たる当事者間の聞き取り調査を当協会コンプライアンス室にて行い、再度報告してほしい旨、指示があった。

2月2日木曜、日にコンプライアンス室にてAとBよりそれぞれ聞き取り調査を行い、同日夕刻、調査内容をJOCへ報告した。今後の対応としては、JOCからは改めて、スポーツ選手としてのインティグリティ教育などを実施した方が

良いとの見解をいただいた。後日、教育メニューを紹介いただき受講させる方針で進めている。現在、インテグリティ教育はオリンピック候補選手及び育成選手で行っているが、これからは学生選手も対象として再発防止に努めたい。

梅津強化委員長より説明。

学生育成合宿においてこのようなことが起きた状況であり、今後、2月、3月と学生育成合宿が4回残っている。今後、合宿を実施して良いか、理事会で検討願いたい。銃砲所持者であり、宿泊を要する事業でこのようなことが二度と起こらないシステムを強化委員会で作らねばならない。また、合宿を継続して事故等が起きた場合の対処方法を、事前に作らなければならない。合宿の在り方について理事会で検討してほしい。それによって予算の執行も変わってくる。

不老議長より説明。

強化委員長から私へ報告がきたとき、学生育成合宿は当分の間中止すると説明を受けていた。

事務局より説明。

学生合宿は止めると聞いたが、トップ選手の合宿は止めるとは伺っていない。

不老議長より質問。

梅津強化委員長より説明があったが、柏木常務理事のご意見はどうか。

柏木常務理事より説明。

怪我をした選手Aは、自傷的な、自分でコップを机にぶつけてその割れたコップで怪我をした。実際、話してた相手が当事者ではなく、元部長の選手Cとホテル自室で話して、その元部長の言ったことに対して怒ったようだ。私としては、できれば宿泊を伴う合宿は、一旦見送って通い合宿として安全も含めて、しっかり協会に対処方法を決めてから再開するべきと考える。

不老議長より説明。

柏木常務理事より意見があったが、JOCから事業継続について自粛するなど、何か指導はあったか。

梅津強化委員長より説明。

私は聞いていない。

事務局より説明。

選手の聞き取りを行った当日に、JOCの担当部署へ報告した際、然るべく教育を選手に受けさせたい要望を伝え、メニューの提案をJOCからいただくことになっている。そのメニューを事務局と柏木常務理事、アスリート委員長と相談して、当該選手、又は学生選手全員に受けさせたいと考えている。

不老議長より説明。

柏木常務理事から泊まり合宿は止めて通い合宿にしたいという意見があったが今後の対応はそれで宜しいか、と議場に諮り了承。

梅津強化委員長より説明。

宿泊を要しない合宿を計画させていただく。但し、1つ問題があるのは、A選手が来ると、合宿に参加したくないという選手の声が一部ある。A選手は合宿に参加したい意向であり、各選手の話聞きながら、今後もうまく取りまとめる必要があると考えている。

不老議長より説明。

内部の問題であり、強化委員会で取り組んで行ってほしい。

◇アスリート委員会

谷本委員長より説明。

今回、選手のヒアリングや話し合いを行う中で、選手選考基準を明確にしていくことも含めて、選手選考委員会の設置が提案され、今後の予定も提案させていただいた。

続いて要望したいことがある。学生育成合宿を視察させていただいたが、選手選考委員会の役割として、もう一度、強化指定選手・強化育成選手の選考の在り方であったり、渡辺常務理事から意見があった短・中・長期スパンを踏まえて選手選考をしっかりとやっていく必要がある。また、学生育成選手の在り方も見直して、助成金の使い方、選手の競技力向上指導などが現状のままが良いのか。無償で撃てるから来ているなどの声も耳にし、もう一度見直す必要があると感じている。

最後に、今回の件に関して、私自身、JOC理事という立場で、このような事案が発生した時、どういった判断が相応しいのか、インテグリティ担当と相談させていただいた。その上で優先すべきことは、選手を守るためにやるべきことをまず考えるということが今回の対応案だった。今回、事の大きさとしては大小あるが、何か事案が発生した時、例えば当該選手が日本代表選手になるかもしれない、そういった選手が、このような事案が後から出てきて、代表から降ろされるケースも発生している。このようなケースが今後、強化の学生育成選手や強化指定選手から出ないように、しっかりインテグリティ教育を行って、コンプライアンス室で取り組んでいただきたいと考えている。柏木常務理事、ありがとうございました。

不老議長より説明。

谷本委員長より貴重な意見をいただいた。公平・公正性が重要だ。

* 夏樹副会長、藤沼監事が都合により退席。

9. 審議事項

(1) 利益相反ポリシーについて

事務局より議案説明。

前回理事会で原案を既に配布済みであるが、本日陪席している TMI 北村弁護士に内容確認してもらったところ、余計な表記が削除された。特に内容が変更となった訳では無いが、原案では第 1 項以下、一般社団法人法又は公益社団法人法などの表記が散見していたがそのような表記は全て削除した。また、第 2 項対象者について、定款に基づく細かい定義を表記していたが、これも削除した。基本原則についても、第 1 項目的で既に記載されているため削除、第 3 項定義についてはしっかり (1) から (3) まで明記。

第 4 項役職員の責務については原案通り、利益相反への対応取り組みや管理体制についてコンプライアンス委員会が取り組む内容が原案では記載されていたが、現在はコンプライアンス室対応でオフィサー 柏木常務理事、事務局長坂本と私がコンプライアンス室として対応しているため、実態に伴わない規程は相応しくないため、コンプライアンス委員会の表記は全て削除した。

適正性の判断基準としては (1) から (4)、適切な利益相反取引管理としては、役職員は利益相反があった場合にはしっかり報告し、管理を行えるよう努めていく内容に置換えた。北村先生の指摘で、非常にスリム化した原案となった。ガバナンスコードにおいて、当協会は自己公表で今年度中に作成する旨を表記しているので、本日の理事会で承認いただき、日本スポーツ振興センター (JSC) からも同ポリシーが理事会承認を経て、同ポリシーに基づいて利益相反を適正に管理するよう指導を受けている。

TMI 北村弁護士より説明。

事務局から依頼されたポリシーのチェックについて次の 2 つの観点から修正した。1 点目は、公益認定申請を行う上で現行の協会の規定を確認したところ、実態と乖離 (かいり) した内容が多かったため、今回新たに作成する利益相反ポリシーにおいても実態の齟齬 (そご) が無いようにする観点で修正した。

もう 1 点は、ポリシーを作る意味として単にポリシーがあるだけでは駄目で、このポリシーに基づいて理事各位が利益相反を理解して、利益相反はどのような時に該当するのか、該当する行為を理事各位と協会間の、例えば取引等する時にはどうすれば良いのか、理解するために明確にする必要があるため、余分な記載を削除しシンプル且つ判り易いものにした。

議長が議場に諮り、利益相反ポリシーが承認された。

(2) アスリート委員会規程について

事務局より議案説明。

アスリート委員会規程も TMI 北村弁護士が校正したものを配付している。本理事会では規程に関する議題を多く入れさせてもらっているが、本日の理事会で承認された後、公益認定等委員会へ提出する予定である。特に新しい規程は施行日が入っていないため理事会承認後、施行日を追入し既に運用した規定であることを同委員会へ示す必要があるため、理事会へ上程できる規程案は上程

させていただいた。本理事会では、利益相反ポリシー、アスリート委員会規程、印章管理規程、審査委員会規程、審査規程を審議予定であることをご理解願いたい。

アスリート委員会については既に2回の委員会が実施され、選手への聞き取り調査等、谷本委員長も多忙な中、時間を割いて行っているところ、アスリート委員会規程がまだ理事会承認を経ていないため、今回の理事会の審議事項として上げさせてもらった。

条項構成は他委員会と同様としている。第1条目的では定款の施行についての細則に基づく業務に取り組んで行く。橋本副会長からセカンドキャリアに関する提言もあったため、これもアスリート委員会で行うこととしている。

第4条委員会の構成は、委員長・副委員長・委員、現在谷本常務理事が委員長、中山氏・古閑氏、戸口選手の3名が委員会メンバーに就任している現状である。選任としては、委員長は原則としてオリンピックへ選手として出場経験のある理事の中から理事会において選任と表記しているが、谷本委員長から要望があり、オリンピック経験者と限定すると対象者がかなり限定されてしまうため、今後の人選が困難になることが想定される。規程運用後、改正する必要がある。本理事会の提案としては原案通り提出させていただく。

第6条委員長、副委員長の権限は、他各委員会と同じ内容、第7条委員会の構成と業務、年1回以上委員会会議の実施、委員会審議事項は過半数で決める、協会三役は、委員会へ出席して意見を述べるができる、場合によっては事務局長が委員会へ出席して意見を徴することができる。事業計画は年度毎に作成するため、アスリート委員会の計画もこれから事業計画に記載することになる。規定変更は理事会の承認が必要。競技委員会、審査委員会、強化委員会とほぼ共通した内容表記としており、アスリート委員会に特化したところは漏れなく記載している。

梅津強化委員長より質問。

委員会メンバーは理事会の選任となっているが、理事会で委員会メンバーを承認することになるのか。

事務局より説明。

第5条で委員長は理事の中から理事会において選任、谷本氏がアスリート委員長になることを理事会が承認した。副委員長、委員の選任については、理事会の承認まで求めてない。求めた方が良いという意見だろうか。

梅津強化委員長より説明。

強化委員会で作成する強化戦略プランでは、組織図へメンバーの名前を組み込まなければならないことになっている。メンバーを入れ替える場合、理事会の承認を得る必要が無いか。入れ替え等をする場合、自由に強化メンバーを入れ替えできるのか。強化戦略プランでは、組織図として一番上に橋本副会長（強化担当副会長）、その下に委員長、その他強化メンバーの名前を記載する。その入れ替えをする時に、メンバーを自由に入れ替えられるのか。

不老議長より説明。

今審議しているのはアスリート委員会規程である。

梅津強化委員長より説明。

アスリート委員会がメンバーの入替えが自由であれば、強化委員会も自由にメンバーを決められることになるのではないかと。委員会の委員長判断でいいのか、ということを確認したい。

不老議長より説明。

それは書類でメンバーの入替えを強化委員会で作成し理事会へ提出いただくことになるのではないかと。

事務局より説明。

アスリート委員会発足時に、副委員長、委員については、このような構成を考えていると理事会に報告をして了解された。了解を経たので、事務局で当該者へ委嘱状を作成・発送している経緯である。同様に、競技委員会、審査委員会、強化委員会についても、副委員長、委員はこのような構成でいくことを理事会へ報告、審議事項とはしていないが報告事項として理事会の了解をいただいて委嘱しているため、基本はどの委員会でも一緒だと考えている。

強化委員会においても都合により辞めた方が居るので補充したいということとは当然あると思われる。強化委員会規程の表記を確認する必要があるが、梅津強化委員長の質問はアスリート委員会規程に関するものではないと理解して良いのか。

梅津強化委員長より質問。

強化委員会も委員長が選任され、副委員長、委員の選任はアスリート委員会同様ということで良いかと。

不老議長より説明。

アスリート委員会と同等の扱いにしたいということだ。

梅津強化委員長より説明。

それでは報告事項で良いと解釈するが。

事務局より説明。

理事会で報告・確認をすれば良いのではないかと。

不老議長より説明。

本日はアスリート委員会が議題であり、次回理事会で強化委員会から提出してもらう。理事各位へ意見統一する。それで良いだろう。

本戸理事より質問。

例えば強化委員会、競技委員会、重複される方も出ると思われるが、その場合

はどのようにしたらいいのか。重複して委員会に入れるものなのか、優秀な人材は皆が欲しがるので取り決めておく必要がある。

不老議長より説明。

入りたいから入るものではない。委員会で選考して人選し田中で名前が出てくる。それを理事会が承認するという流れだ。人選は委員会に任せるが、重複するかどうかは周知する必要がある。

丸石理事より意見。

第5条について、オリンピックに選手として出場経験のあるという表記を確認したい。今回谷本常務理事にアスリート委員長に就任いただいているが、クレール射撃に関係なくオリンピック選手であればいいのか、それともクレール射撃競技関係者に限定するのか、決めてもらいたい。

不老議長より説明。

当該競技に限定したものではなく、オリンピックということだ。

橋本副会長より意見。

他団体のアスリート委員会規程をはっきり覚えていないが、オリンピックに限定すると人選が狭まるので、世界大会等とした方が良くないか。

谷本アスリート委員長より意見。

日本代表とすれば定義が広まる。

事務局より説明。

橋本副会長からの意見はアスリート委員会から出ていて、第5条では厳密に言えば監督として出場経験がある方は該当しない。選手として出場経験があると限定されている。例えば、谷本常務理事が退任された後、次の候補を選ぶ時に凄く制限された中から選ぶことになり、継続性考えれば見直す必要がある。

橋本副会長より意見。

国際大会とか、変えるなら今変えた方が良い。

事務局より意見。

国際大会となれば定義が広い。

谷本委員長より意見。

日本代表、、クレール射撃でしっかりと協会推薦で出た方。他競技でも日本代表の経験がある方。

不老議長より説明。

人選する枠を広げる主旨で国際大会と修正する。アスリート委員会規程を承認願いたい。

議長が議場に諮り承認。

施行日は2023年2月6日とすることを申し合せた。

(3) 弁護士契約について

事務局より議案説明。

冒頭審議の選手選考でも説明した通り、ガバナンスコードはJOC、JSPOに加盟してる団体は宿命的に今後遵守していかねばならない。今までコンプライアンス室において対応してきたが、専門家の意見を取り入れていく必要がある。この度、当協会の公益法人移行にあたりサポートいただいているTMI総合法律事務所はJOCガバナンスコードを担当している法律事務所である。言わば、JOCより詳しい専門家であることから、同事務所の助言をいただきながら今後の協会運営にあたるのが最善と考え、不老会長から提案があった。

専門家先生方の助言を得ながら協会運営し、審査で下手な判定を受けないようガバナンスコードに基づくコンプライアンス、インテグリティをしっかりと取り組んでいくためTMI事務所と顧問契約を結び、適宜指導をいただくことが今後の公益法人移行も含め当協会に必要なだと考えている。本件について理事会の承認を賜りたい。

不老議長より補足説明。

当協会は、ガバナンス、コンプライアンス、インテグリティについてスポーツ団体として非常に厳しい状況であり、今後しっかりと取り組んでいく協会運営を行う必要がある。従来は麻生事務所の紹介で光和総合法律事務所に手伝ってもらっていたが、私からTMI事務所の件を打診し了承いただいた。

何か質問等あればお願いしたい。

議長が議場に諮りこれを承認。

(4) 名誉役員について

事務局より議案説明。

昨年6月22日開催の定時社員総会において役員改選が行われ、同日理事会でそれぞれの役職が決められた。その際の配付資料において、名誉役員として名誉総裁麻生太郎氏、名誉会長高橋義博氏、顧問井出益弘氏と記載されていたが、テープ録の記録に井出益弘氏のこと一切触れられていないため、議事録に記載することができなかった。井出益弘氏について平成19年度から常務理事・倫理委員長に就任いただき、先の定時社員総会まで延べ15年間、当協会の理事を務められた和歌山県議会議員である。

井出氏の顧問就任について審議・承認された旨を記録しないと議事録へ記載できないため、再度理事会で承認いただいた記録を残したい。名誉役員に就任した場合、年会費が減免されるので、今回の理事会で承認願いたい。

議長が議場に諮りこれを承認。

(5) 審査委員会規程及び審査規程について

事務局より議案説明。

審査委員会と事務局間で齟齬があり、規定に従い運用はされているが、過去、理事会承認を経た記録が無く、案の状態のまま実態は運営されていた。公益認定等委員会に全ての規程を提出しなければならないため、例えば、競技委員会規程及び競技規程は施行日が記入されているが、審査委員会規程及び審査規程は施行日が入っていない。施行日が入っていないものを認定等委員会へ提出できないため、今回改めて理事会へ提出させてもらった。

また、去年の役員改選時に、審査委員会へ段級位審査、検定、資格審査を含めることにしたが、審査委員会規程を改正しなければならない作業も滞っていたため、今回配布した規程案へ全て追入した。

委員会の構成については、アスリート委員会規程と同様のものとなっている。審査規程では具体的な内容となり、審判員に関するライセンス承認や手続き、取得方法の記載があり、現行と齟齬が無い内容としている。クレーセット員に関することは、長い間更新されていないこともあり、各地方協会へ確認する必要がある。地方公式大会時にクレーセットを行う方がクレーセット員であるが、大会毎に競技委員長が居るため、クレーセット員が不要であれば削除すれば良い。もし更に改正する点があれば、審査委員長と事務局間で見直しを行い、再度、理事会に上程させていただきたい。まずは施行日が追入出来るよう本理事会で承認願いたい。

梅津常務理事より質問。

公認射撃場指導員の養成並びに資格の認定については、協会が定める教習射撃指導員を指すのか。

事務局より説明。

いわゆる公安委員会が指定する指導員とは全く別物である。過去、当協会は公認射撃場のプーラーを集めたプーラー講習会を年1回実施していた。プーラー講習会を行う目的は、地方公式大会が公認射撃場で行われる際、プーラーが競技ルール知らないと競技が円滑に進まない。競技ルールをしっかりとプーラーに学習してもらう主旨で実施していた。年1回とは言え、時間・エネルギー費用が掛かるため、公認射撃場に1人指導員を置いて、その指導員がプーラーを教育指導することに平成4～5年頃に改正された。従って、公安委員会が指定する指導員は関係ない。当協会の公式大会を実施するにあたり、競技ルールに精通した方を公認射撃場に1名置いてもらう、その方が公認射撃場指導員だ。ない、いわゆる日本クレー射撃協会が行っているルールブックを把握している

菊本理事より質問。

公認射撃場指導員は現在も書く射撃場に置いているか。

柏木審査委員長より説明。

公認審判員講習会では、公認射撃場指導員も受講していただくよう併設されている。活用されているかどうかはわからないが、公認審判員が射撃場を指導し

ている実態。その他でも現状と違う部分があれば、今後審査委員会で精査して見直していきたい。

議長が議場に諮り、審査委員会規程及び審査規程が承認された。

(7) 印章管理規程について

事務局より議案説明。

この規程も初めて置く規定となる。協会の公印は全部で3つあり、印鑑登録印、銀行印、賞状などに押されている角印だが、この印鑑をどういった手続きで押印できるのかを定めた規程である。従来は協会内で規程として定めていなかったが、認定等委員会から指摘を受けているので同規程を作成した。世間では印鑑廃止の方向で動いてはいるが、押印が必要なことは今後も有得るため、印章管理規程に基づき管理していることを認定等委員会へ示す必要がある。配布資料の通り原案を作成したので、理事会で承認願いたい。

江野澤副会長より質問。

規程に基づかず押印した場合の罰則規定が必要ではないか。

北村弁護士より説明。

基本的に罰則としては懲戒処分等を指すと理解するが、そのような規程は懲戒規定に全てまとめた方がよい。様々な規程内で罰則条項を設けるのではなく、懲戒規程でまとめて整理するほうがよい。

例えば懲戒規程へ、協会の規程に反した行為をしたときは懲戒事由に該当すると思われる。印章管理規程違反も協会の規程に違反したと整理して、その後懲戒規定の流れ、枠組みに沿って進めていくことが適宜と考える。

事務局より説明。

倫理規程の中に罰則が明記されているが、北村弁護士より説明のあった懲罰に関する懲罰規程を設けた方がよいと考えている。懲罰規程については、再度、TMI事務所の先生方と調整して、理事会へ上程したい。当然、印鑑は不老会長が保管しているのではなく、本部事務局の金庫にある。原則、第5条の通り、これを管理するのは事務局長をベースとすることが記載されている。

議長が議場に諮り、印章管理規程が承認された。

橋本副会長より説明。

事務局を通じてオンラインなど利用し、早急に選手選考委員会を設置させていただく。次回理事会で諮るには時間が掛かるため持ち回り（書面）理事会等で検討したい。

不老議長より説明。

強化委員会からの説明通り、世界大会の日程に間に合わなくなるため、早急に委員会を立ち上げていただきたい。時間的余裕が無いので会議はできないので

書面で行いたい。

* 都合により橋本副会長退席。

(8) その他

◇事務局担当理事

不老会長より提案説明。

職員の勤務内容、休暇や給与等、会長として事務局の詳細を把握していない。事務局内部の様々な案件について、私から1人相談役として理事に入っていたき、私共へ報告いただくため、丸石理事に事務局担当理事として就いてもらい意思疎通を図りたい。事務局もそれで良いか。

事務局より意見。

パイプ役という理解で宜しいか。

不老議長より説明。

そういうことで今後進めたい。

梅津常務理事より質問。

事務局職員になる訳か。どういう意味か。事務局を通して会長へ連絡が来るということか。

不老議長より説明。

職員ではない。事務局の動向を知りたい。

パイプ役、つまり事務局担当理事ということだ。連絡役として担当理事を置きたい。

議長が議場に諮り、丸石理事が事務局担当理事へ就くことが承認された。

◇理事会招集について

事務局より説明。

総務報告で説明した通り、認定等委員会審査の関係上、2月下旬もしくは3月上旬にもう1回理事会を増やしていただきたい。様々な規程改正について理事会承認をいただく必要がある。

スケジュール調整の結果、次回理事会は3月6日、次々回は3月30日に行うことを申し合せた。

事務局より補足説明。

次回理事会は、認定等委員会審査に関する諸規程の改正、また選手選考に関することがあると思われる。次々回は事業計画・予算審議がメインとなる。

◇日本獵用資材工業会

江野澤副会長より意見。

工業会との意見交換を早く始めるべきではないか。

事務局より説明。

渡辺常務理事と打合せを行っているが、公認検定会の日程調整を現在工業会と行っている。年度内に1回、各会社が揃う日程を工業会と調整するか、検定会時を利用して実施するか、どちらかで対応したい。

江野澤副会長より意見。

各業者が日程的にまとまらないのであれば、単独でも意見交換を進めた方が良いのではないかと。実施が遅れている。

渡辺常務理事より説明。

単独ではできない。工業会より同じテーブルで皆が集まって意見交換を行いたい希望が強い。個別で行うと意見が違ってくるし、嘘が出てくる。

不老議長より意見。

一堂に介した方が良い、一回で終わる。

事務局より説明。

公認料金額に関することも当然出てくるため、恐らく一回では終わらないだろう。2回、3回実施しないと結論まで辿り着かないと思われる。

以前は話し難い雰囲気があったが、関係者間で本音で話し合おうという方向になっているので、とにかく一回実施したい。

不老議長より説明。

重要な案件であるので、渡辺常務理事にご尽力いただきたい。

議長より、以上で報告事項、議案審議の総てが終了したことを告げ、閉会挨拶と出席各位への慎重審議に対する謝辞があり、閉会を宣した。


なお、次回の理事会は2023年2月6日、次々回の理事会は3月30日、双方ともスクエア会議室で行うことを申し合せた。


16時10分 閉会

2023年2月6日

一般社団法人 日本クレー射撃協会

議長 不老 安正  印
(会長 不老 安正 自筆署名)

議事録署名人 瀧根 隆幸  印
(監事 瀧根 隆幸 自筆署名)

議事録署名人 藤沼 弘文  印
(監事 藤沼 弘文 自筆署名)